

写

答 申 書

浜松市国民健康保険運営協議会

我が国の国民健康保険は、制度創設以来、国民皆保険の中核を担い地域医療の確保や地域住民の健康の保持増進に貢献してきた。

しかしながら、近年においては、被保険者に占める高齢者割合の上昇や医療の高度化などを要因として一人当たりの医療費は増加が続き、さらに被用者保険の適用拡大や後期高齢者医療制度への移行等、被保険者数の減少が顕著となったことにより、抜本的な改革が必要とされたことから、国の財政支援拡充による基盤強化や、運営の都道府県単位化による財政の安定化が図られたところである。

一方で、人口減少や少子高齢化をはじめとする社会課題への対応策としてデジタルの活用が強く求められており、浜松市においても、デジタル・スマートシティ構想を掲げ、デジタルファーストによるまちづくりの推進に取り組んでいる。

さらには、激変する社会情勢に合わせて、柔軟で効率的な組織体制を構築し持続可能な行政運営を目的とした行政区の再編を、令和6年1月に控えており、被保険者の混乱を招かないよう体制をしっかりと整え、デジタルを効果的に活用し、被保険者の利便性向上や事務の効率化を図っていかなければならない。

こうした一連の状況を踏まえ、浜松市国民健康保険運営協議会は、令和4年12月14日の諮問に対し、浜松市国民健康保険事業の健全な財政運営について次のとおり答申する。

1 令和5年度国民健康保険料率等について

(1) 保険料率について

全国の状況と同じく、浜松市の国民健康保険事業においても、一人当たり医療費が伸びる一方で被保険者数の減により保険料収入が減少する傾向にあるが、健全運営のためには一定の保険料収入を確保しなくてはならない。

こうした中、令和4年度保険料率については、これまでの収支黒字を活用する形で、被保険者の負担軽減のため、医療分の所得割引下げなどの料率改定を実施したところである。

被保険者数の減及び令和4年度料率改定により保険料収入は引き続き減少しており、今後も被保険者数の減が予測されるものの、令和5年度においては、現行の保険料率による保険料収入のほか、一般会計からの繰入金及び前年度繰越金等により、県への事業費納付金等の財源を確保し、かつ安定した財政運営を継続できる見込みと判断できることから、保険料率は据え置きとされたい。

なお、被保険者の高齢化、高額薬品の保険収載、一人当たりの医療費の上昇、さらには新型コロナウイルス感染症による影響など、先行きの見通しが困難な状況にあることから、引き続き、これらの動向を注視・分析し、今後も安定した財政運営が図られるよう努められたい。

(2) 賦課限度額及び法定軽減について

令和5年度国民健康保険料の世帯当たり賦課限度額及び法定軽減対象の所得基準額は、国民健康保険法施行令の規定と同様とすることが適当である。

(3) 国民健康保険事業基金について

国民健康保険事業基金の令和4年度末見込残高は21.8億円であるが、今後、被保険者の高齢化の進展や医療費の予期せぬ増により、県への事業費納付金の増が見込まれる場合は、基金を保険料の負担緩和に活用されたい。

また、新型コロナウイルス感染症等の影響により保険料収入が見込みを大幅に下回るなど、安定的な財政運営に支障が生じた場合にも、基金を活用されたい。

2 その他国民健康保険事業の健全な財政運営に関する事項について

(1) 保険料収納率向上対策

国民健康保険事業特別会計の主たる財源である保険料収入を確保し、国民健康保険事業を安定的に運営するためには、収納率の向上が不可欠である。

保険制度の趣旨が被保険者に理解されるよう周知に努めるとともに、被保険者の支払能力や生活状況にも十分配慮した上で、負担の公平性の観点から、保険料収納率の向上及び累積滞納額の削減に向けた徴収努力を引き続き実行されたい。

また、納付手段の多様化など被保険者が納付しやすい環境の充実を図るとともに、引き続きデジタル手法や他市の先進事例を研究し、保険料収入の確保に繋げられたい。

あわせて、事案に応じて、福祉関係部署との連携や滞納者の生活基盤の確立に向けた助言等を行うよう努められたい。

(2) 医療費適正化対策

高齢者加入率が高い国民健康保険は、高齢化に伴う医療費の増加が被用者保険より顕著である。また、医療技術の発展に伴い高額薬剤が誕生し、その保険適用によ

り保険者の負担が増加する中、長期的展望をもって医療費の適正化を図っていかねなければならない。

については、デジタル手法の活用も研究し、効果的かつ効率的な保健事業に取り組み、被保険者の健康増進と重症化予防に努められたい。なかでも、特定健康診査の受診率については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり伸び悩んでいることから、引き続き積極的な受診勧奨に取り組みたい。また、ジェネリック医薬品についても、今後も普及と使用促進に注力し、中長期にわたる医療費の適正化に繋げていただきたい。

また、これらの取組みの推進は、保険者のみの努力で成し遂げられるものではなく、被保険者、医療機関等が課題を共有し、医療費適正化に対する意識高揚が必要となることから、被保険者への医療費適正化に対する理解と医療機関等との連携強化についても対策を講じられたい。

(3) その他

令和6年1月から施行される行政区再編については、新3区での手続き体制を遅滞なくしっかり整え、被保険者に混乱がないよう対応を図っていただきたい。